

## 学校法人香川栄養学園 役員等報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人香川栄養学園(以下「本法人」という。)の理事、監事および評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 本規程において以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち常時勤務することを要しない者をいう。
- (4) 職員 本法人と雇用契約を結んでいる者をいう。
- (5) 兼務役員 職員たる身分を兼ねる役員をいう。
- (6) 学内理事 兼務役員たる理事をいう。
- (7) 学外理事 兼務役員でない理事をいう。
- (8) 評議員 評議員に任命された者をいう。
- (9) 報酬 役員または評議員としての職務遂行の対価として支給される金銭をいう。なお、兼務役員に報酬と給与とが合算して支給されているときでも、本規程は両者を区分して報酬の部分に適用される。

(役員および評議員に支払う報酬の種類)

**第3条** 本法人が役員および評議員に支払う報酬は次の4種とする。

- (1) 役員報酬
- (2) 理事期末手当
- (3) 評議員報酬
- (4) 退任慰労金

(役員報酬を支給する役員)

**第4条** 役員報酬は次の者に支給する。

- (1) 常勤役員
- (2) 非常勤役員のうち、常任理事会構成員である学外理事および監事
- (3) 非常勤役員のうち、常任理事会構成員でない学外理事

**2** 兼務役員で、本法人の職員として、女子栄養大学長及び女子栄養大学短期大学部学長、香川調理製菓専門学校長、女子栄養大学副学長、女子栄養大学短期大学部副学長及び香川調理製菓専門学校副校長の一または複数の職にある者といえども、それよって役員報酬が増額または減額されることはない。

(役員報酬の金額)

**第5条** 常勤役員に支給する役員報酬の月額、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 金 290,000 円
- (2) 副理事長 月額 金 250,000 円
- (3) 常務理事 月額 金 180,000 円
- (4) 学内理事 月額 金 80,000 円

2 非常勤役員のうち、常任理事会構成員である学外理事には、役員報酬として、年額金 1,032,000 円を年 2 回に分けて 6 月と 12 月に支給する。

3 非常勤役員のうち、監事には、役員報酬として、年額金 1,020,000 円を年 2 回に分けて 6 月と 12 月に支給する。

4 非常勤役員のうち、常任理事会構成員でない学外理事には、役員報酬として、理事会出席の都度、金 10,000 円を支給する。

(役員報酬の支給日)

**第6条** 前項第 1 項の役員報酬は、当月の 1 日から末日までを支給期間とし、当月の 20 日に支給する。ただし、支給日が土曜日または休日にあたるときは支給日をその前日、支給日が日曜日にあたるときはその前々日に繰り上げる。

(理事期末手当の支給等)

**第7条** 理事期末手当は、常勤役員に対してこれを支給する。

2 理事期末手当の金額は、下表のとおり算出する。支給率は職員の期末手当の支給率を参考に経営状況を勘案し、その額の 100 分の 20 の範囲内で、増額または減額することができる。

理事長	第5条第1項第1号の金額 × 支給率
副理事長	第5条第1項第2号の金額 × 支給率
常務理事	第5条第1項第3号の金額 × 支給率
学内理事	第5条第1項第4号の金額 × 支給率

3 理事期末手当は、毎年 6 月と 12 月に支給する。

4 理事期末手当の支給は、理事会で決定する。

なお、理事会で審議後の軽微な変更については、常任理事会で審議決定することができる。

(評議員の報酬)

**第8条** 評議員報酬として評議員会出席の都度、金 10,000 円を支給する。

(退任慰労金等)

**第9条** 役員等に支給する退任慰労金については、学校法人香川栄養学園退任慰労金に関する規程の定めにより支給する。

(旅費・慶弔金)

**第10条** 役員が職務の執行に当たって出張する場合は、学校法人香川栄養学園役員出張旅費基準により旅費等を支給する。

2. 役員等およびその家族に慶弔の事由が発生した場合には、慶弔見舞金規程により慶弔見舞金等を支給する。

(公表)

**第11条** 本法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(その他の事項)

**第12条** 本規程に定めのない事項は、理事会で審議の上、理事長が決定する。

(規程の改訂)

**第13条** この規程の改廃は評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

付 則

この規程は、平成31年4月1日より実施する。

この規程は、令和2年4月1日より実施する。